第

6 5 1 8

号

READAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2020年)令和2年 9月 9日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ 控除できない消費税の処理

Q:非課税売上が多く、課税売上割合が95% 未満だと消費税が全額控除できないそうですが、この控除できない消費税は、どのように 処理するのですか?

A:次のように処理をします。

【解説】

お尋ねの控除できない消費税のことを控除 対象外消費税額等といいます。控除対象外消 費税額等が生じる事業者は、課税売上割合が 95%未満の事業者及び課税売上高が 5 億円超 の事業者ですが、控除対象外消費税額等につ いては、資産にかかるものと経費にかかるも のとによって、次のように処理をすることと なっています。

①資産に係るもの

- イ. 課税売上割合が80%以上の場合 損金経理を要件に一時の損金となります。
- p. 課税売上割合が80%未満の場合
- ・棚卸資産及び一の資産に係るものが20万円未満の場合…損金経理を要件に一時の 損金になります。
- ・上記以外…繰延消費税額等として資産に 計上して5年以上の期間で償却費として 損金に算入できます。

②経費に係るもの

発生した課税期間において損金に算入することができます。ただし、交際費等については、これを支出交際費等の額に含めて交際費課税の対象にします。









【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】